

市第68号議案 横浜市公園条例の一部改正

1 改正の内容

新横浜公園の運動広場の一部改修に伴い、同運動広場の利用料金を改定するため、横浜市公園条例の一部を改正します。

2 改修の概要

改修を行う新横浜公園第二運動広場（図1 位置図）は、現在、少年サッカーと少年野球の場として利用されており、飛球等の安全対策のため、それぞれ利用日を分けて運用していますが、今回、中間部に防球フェンスを設置し、A面（少年サッカー等）とB面（少年野球）に分けることで、同時に利用できるようにします（図2 改修概要図）。

また、A面（少年サッカー等）については、耐久性に優れる人工芝にすることで、こどもたちがサッカーとラグビーに利用できる場を確保するものです。

3 利用料金（条例上の上限額）

(1) A面：人工芝のグラウンド

1日につき35,200円として条例別表第3に規定します。

(2) B面：その他のグラウンド

現況の芝での利用を継続することから、現行と同じ1日につき17,100円とします。

4 施行期日

令和5年4月1日



図1 位置図

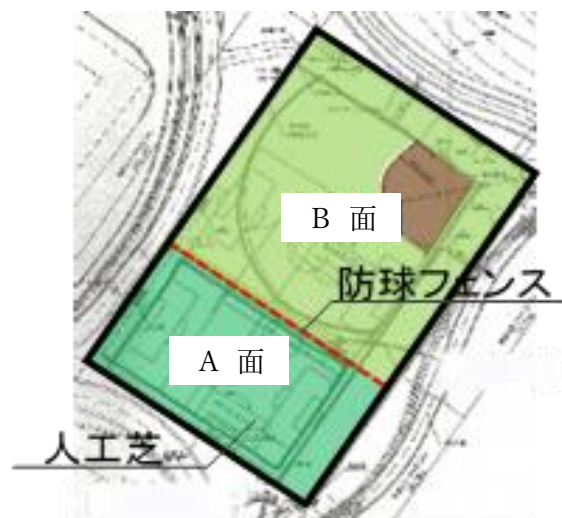


図2 改修概要図

(参考) 利用種目と利用料金について

現状		改修後		
少年サッカー 少年軟式野球 少年硬式野球	2,600円/ 1コマ・2時間	A面	少年サッカー、少年ラグビー	7,040円/1コマ・2時間
		B面	少年軟式野球、少年硬式野球	2,600円/1コマ・2時間